平成２４年（フ）第１０４３号
神戸市東灘区向洋町東２丁目７番地の10
破産者　藤本鉄工株式会社
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０４４号
神戸市東灘区向洋町東２丁目７番地の10　３階、商業登記簿上の本店所在地神戸市垂水区つつじが丘７丁目2389番地の６
破産者　株式会社フジコー
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５５０号
横浜市港南区港南台２丁目７番６号
破産者　株式会社ヤバネスポーツ
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７８５号
横浜市旭区今宿南町1739番地
破産者　オムニ株式会社
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８６号
富山市向新庄町５丁目５番33号
破産者　株式会社日交観トラベル北陸
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３０９号
茨城県土浦市真鍋２丁目４番36―206号（サンフル真鍋）
破産者　菊田　和子
1　決定年月日　平成27年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１２８号
静岡市清水区草薙一里山６番20号オラシオン御門台205号、旧住所静岡市清水区西高町５番28号
破産者　杉本　和隆
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７５０号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘２棟710号、従前の住所名古屋市西区山木１丁目121番地の１　城北ビル301号
破産者　福田　俊浩
1　決定年月日　平成27年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０２１号
北海道北広島市大曲南ヶ丘１丁目８番地11　サウスオブヒルズ105号
破産者　中川　幸美
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３５号
北海道根室市宝町１丁目４番地
破産者　山本　　勉
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第３６号
北海道根室市琴平町２丁目４番地
破産者　竹崎　正敏
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第１３７０号
愛知県常滑市栄町６丁目11番地
破産者　盛田　尚志
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３０号
愛知県半田市天王町１丁目30番地　トーカヒルズ705号、従前の住所名古屋市千種区千種１丁目27番26号
破産者　山田　栄一
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５０号
岡山県倉敷市玉島799番地、破産手続開始決定時の住所岡山県倉敷市玉島柏台２丁目２番21号
破産者　麻原　一雄
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１９４号
北海道帯広市東６条南19丁目３番地49　ニューコーポ立川203号
破産者　吉田　一治
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第７８号
青森県むつ市昭和町14番１号　昭和団地１―２―２
破産者　畑井　　守
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９５号
静岡市葵区松富１丁目１番９―405号、開始決定時の住所青森県むつ市大字田名部字上道87番地９　ハイツあさひヶ丘３号
破産者　成田　　巧
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係